

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の概要

3月23日時点 未定稿

背景

- 米の流通が多様化する中で、昨今の供給量への不安を解消し、米の安定供給を確保するためには、
 - ① 外食・中食を含め流通業者の取引実態を幅広く把握するとともに、
 - ② 官民を挙げた備蓄体制を構築し、備蓄米の機動的放出を可能にする必要
- 米の需要を拡大し、これに応じた生産を推進するためには、米の需要の減少を前提とした生産調整に関する規定を見直す必要

法律案の概要

1. 多様化する流通実態の把握強化

- (1) 届出事業者の拡大
 - ・ 米穀の出荷・販売業者に加え、加工・中食・外食の事業者を追加
- (2) 定期的報告の義務化、罰則の強化
 - ① (1)の事業者に対し、国への定期的な在庫量、出荷・販売量等の報告を義務化
 - ② 届出・定期報告等の適正性を担保するため、罰則を措置

2. 備蓄制度の見直し

- (1) 目的の見直し
 - ・ 生産量の減少による供給不足に加えて、需要量の増加等による供給不足にも備えて保有できるよう、備蓄の目的を見直し
- (2) 民間備蓄制度の創設
 - ・ 政府備蓄に加え、一定規模以上の民間事業者に対して、基準量以上の米穀の保有を義務付け

3. 需要に応じた生産の促進

- (1) 生産調整方針の廃止
 - ・ 米の需要減少を前提とした生産調整方針に関連する規定を廃止
- (2) 需要に応じた生産に係る責務規定の新設
 - ・ 生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること、政府は需要に応じた生産を促進すること等を明記

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。
ただし、2(1)は公布の日、2(2)は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日。